

第5章 人を大切にするまちづくり

5-1 住民自治、協働のまちづくりの推進

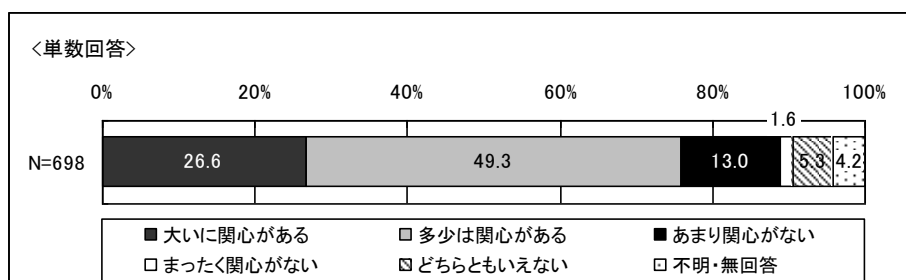
現状・課題

本町には 20 の自治会があり、それぞれの地域で自治会長を中心とする自治会活動が行われています。

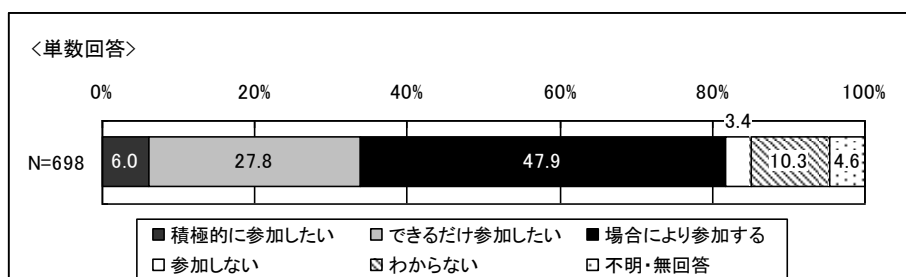
また、住民主導の地域づくりを推進するため、自治会活動を中心として、自治意識の向上を図っており、平成 22 年度からは「明るいまちづくり活動」として、町内の団体が実施する地域コミュニティ活動に対して補助金を交付し、住民参加のまちづくりを促進しています。

地域の課題は地域で解決するというような住民自治を進めていくには、まちづくりに関わる団体間の連携・体制づくり、人材育成への支援等が必要となります。また、住民が積極的にまちづくりに参画していくため、地域と行政が必要な情報を共有し、互いに連携・役割分担を図りながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

アンケートから 【Q：あなたは、町の計画や取り組みについて関心を持っていますか（一般住民）】



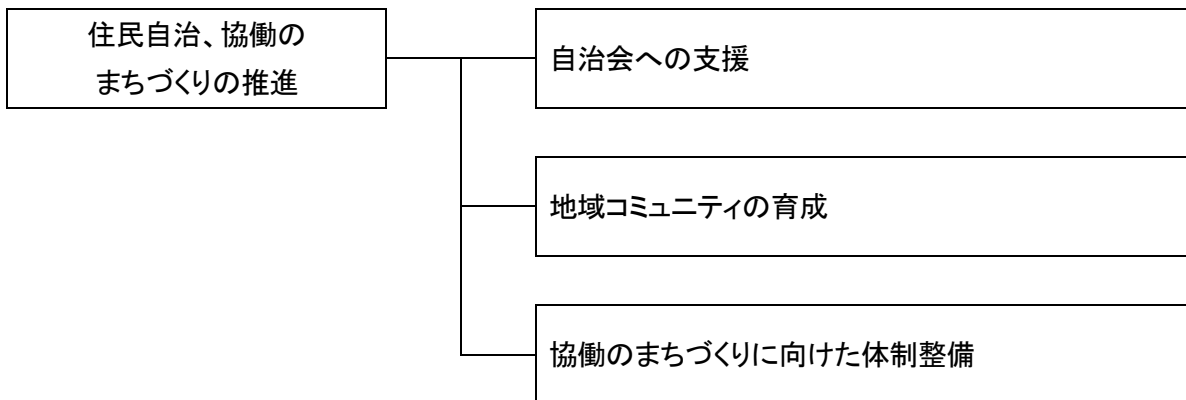
アンケートから 【Q：あなたは、今後まちづくり活動にどの程度参加したいですか（一般住民）】



基本方針

行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築し、自治会をはじめとする町内の組織において、自主的な活動が持続的・発展的に展開されるよう、支援体制づくりに努めます。また、公民館などのコミュニティ活動の拠点となる既存施設の有効活用に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 自治会への支援

地域コミュニティの拠点の一つである、各自治会公民館を維持するため、区振興事業補助金制度を継続して実施します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
区振興事業補助金の存続	現在実施している区振興事業補助を引き続き行います。				

(2) 地域コミュニティの育成

地域において自主的なコミュニティ活動を実施する団体の育成を図ることにより、住民でできることは住民で行う元気で明るいまちづくりを推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
明るいまちづくり活動の推進	町内の団体が行う、社会的・地域的な課題に取り組む元気で明るいまちづくり活動に対して、10万円を上限として補助金を交付します。				

(3) 協働のまちづくりに向けた体制整備

協働のまちづくりに必要な人材の育成を図るとともに、様々な分野で活動するまちづくり団体同士が交流することのできる場や機会の提供・充実に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
地域コミュニティ団体の交流会の実施	講演会や団体の事例発表、ワークショップの実施など地域コミュニティ団体を対象に研修会を実施し、交流促進を図ります。	実施			

住民一人ひとりの活動（自助・共助）
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からお互いに声かけや見守りをして、住民同士のつながりを強めていきます。 ・自分の地域に関心を持ち、日頃行われる行事や活動には積極的に参加します。 ・他の地域で活動している団体と交流して、そこで得たヒントを自分たちの地域づくり活動に活かします。 ・行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

※地域別まちづくりワークショップから



地域づくり活動

5-2 人権・男女共同参画のまちづくりの推進

現状・課題

まちづくりの前提として、人権の尊重は必要不可欠なものとなります。本町では、人権相談や学校教育における人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンス^{※1}など様々な問題が発生しています。そのため、住民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが求められます。

また、男女がそれぞれの個性と能力を活かし、ともに社会参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。本町における各種審議会等委員会への女性登用状況は平成22年4月時点で20.6%と前年度と比べて増加しているものの、依然として低率となっています。そのため、今後とも男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進める必要があります。

■ 各種審議会等委員会への女性登用状況

	総委員数(人)	女性委員数(人)	構成比(%)
平成18年度	270	35	13.0
平成19年度	304	36	11.8
平成20年度	264	50	18.9
平成21年度	263	49	18.6
平成22年度	238	49	20.6

資料：吉富町住民課（各年4月1日現在）

基本方針

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を發揮できる環境づくりを進めます。

※1 **ドメスティック・バイオレンス**：夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力のこと。

施策の体系



主要施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、本町の状況に即した人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
広報・啓発活動の実施	ポスター掲示、チラシ配布、防災無線、広報掲載など、あらゆる機会を活用し啓発活動を行います。				

(2) 町政への参画の促進

女性団体との連携や各種審議会委員への女性の登用など、男女がともに町政に参画する機会の充実に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
各種審議会等への女性委員の登用の推進	女性の意見を町政に反映させるため、女性団体との連携を図るとともに、各種審議会委員への女性の登用を推進します。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・ 人権問題について理解を深め、自分や他人の人権を尊重し、行動に結びつけていきます。
- ・ 性別による固定的な役割分担を見直します。

※地域別まちづくりワークショップから

5-3 行政運営の充実

現状・課題

本町の財政比較分析表をみると、将来負担比率や実質公債費比率は県平均を下回り、県内市町村と比較しても良好な財政状況を維持しているといえます。

本町では、行政改革への取り組みとして、平成 19 年 3 月に平成 21 年度までを計画期間とした「第 4 次吉富町行政改革実施計画」を策定し、吉富町の集中改革プランとして位置づけ、行政改革を推進してきました。また、平成 22 年 3 月には第 4 次吉富町行政改革実施計画の進捗状況を踏まえ、「第 5 次吉富町行政改革実施計画」を策定し、行政改革のさらなる推進に取り組んでいます。同計画については、単年度ごとに「吉富町行政改革推進委員会」の点検・評価を受けることにより、計画の確実な実施を図っています。

今後も時代や住民ニーズの多様化に対応し、スピード感のある行政運営を行うためには、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めていく必要があります。

財政健全化への取り組みについては、平成 19 年 12 月に「吉富町財政健全化計画」を策定し、計画に基づく財政の健全化に努め、毎年 9 月には吉富町財政検討委員会による点検評価を受けています。計画の推進により、事務事業の見直しや経費の節減が図られ、現在、基金を取り崩さずに財政運営が進められています。

さらに、行政事務における情報化を推進し、電子自治体としてサービスを提供できる体制を整備することは、行財政の効率的な運営を図る上でも必要であることから、情報化・電子自治体の推進に向けた取り組みを強化させるとともに、セキュリティポリシーの徹底を進めながら、適切な運用管理を行うことが今後の課題となります。

広報・公聴活動については、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるためにも重要なものとなるため、住民との情報共有やより効果的な広報・公聴活動の充実が求められます。

■ 市町村財政比較分析表

	財政力指数		経常収支比率		将来負担比率		実質公債費比率		人口千人あたり職員数	
	吉富町	県平均	吉富町	県平均	吉富町	県平均	吉富町	県平均	吉富町	県平均
平成 18 年度	0.49	0.51	91.1%	92.9%	-	-	7.8%	15.5%	8.99 人	6.54 人
平成 19 年度	0.51	0.52	94.0%	95.6%	11.7%	70.2%	6.8%	12.6%	8.22 人	6.54 人
平成 20 年度	0.49	0.53	81.6%	95.3%	11.4%	62.5%	7.0%	12.9%	8.11 人	6.22 人
平成 21 年度	0.47	0.55	82.2%	94.8%	16.1%	55.3%	7.1%	12.8%	8.47 人	6.12 人

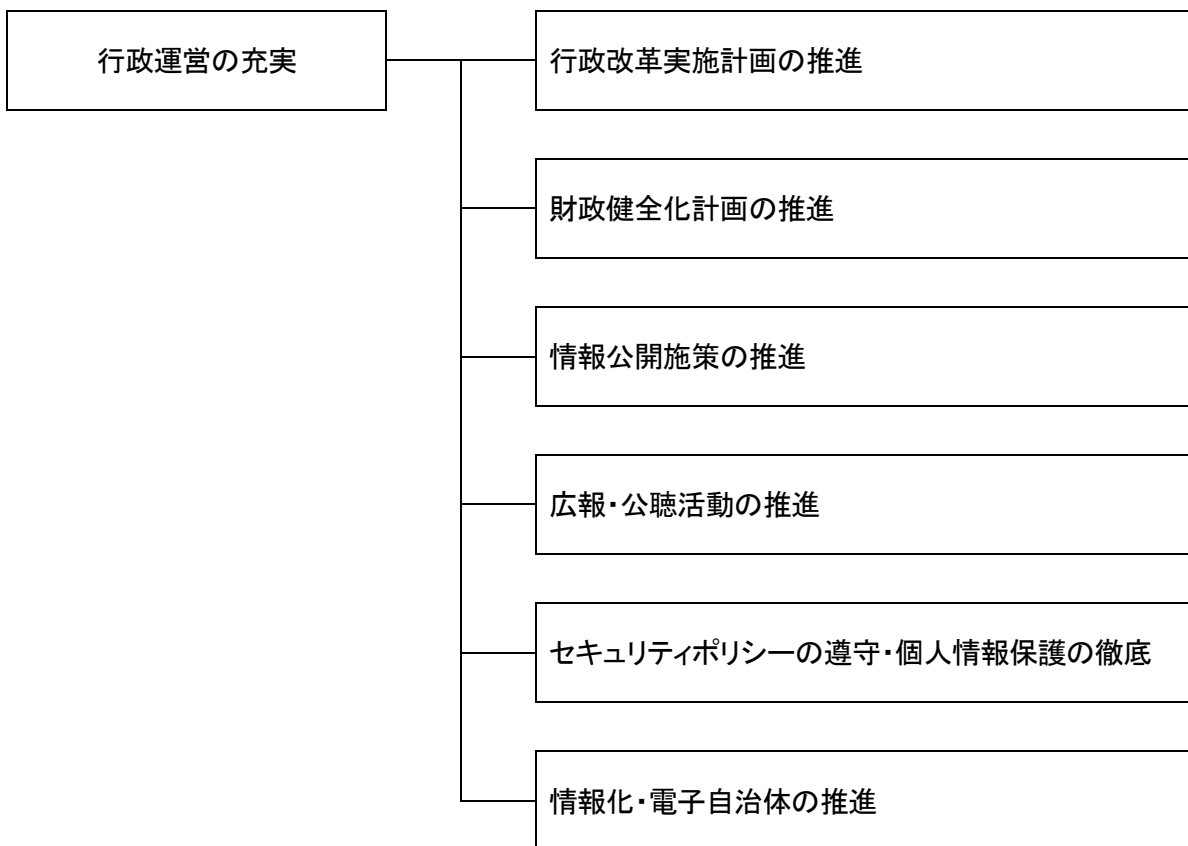
資料：市町村財政比較分析表、平成 21 年度福岡県市町村財政のすがた

基本方針

住民から信頼される行政運営を行うために、職員の資質の向上及び能力の活用を図り、効果的・効率的な行政運営や健全な財政運営を推進します。各種事業の財源については国・県の補助金等を積極的に活用します。

また、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開や広報・公聴活動の充実に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 行政改革実施計画の推進

不断の行政改革を推進することにより、時代に即した効率的・効果的な行政運営を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
行政改革実施計画の見直し	第5次吉富町行政改革実施計画（平成21年度策定）の点検評価を行うとともに、見直しを行います。			見直し	
進捗状況の公表	毎年、進捗状況を広報誌と町ホームページで公表します。				

(2) 財政健全化計画の推進

平成19年度に策定した吉富町財政健全化計画を全面的に見直し、積極的に財政改革に取り組み、地方分権に対応した財政基盤の確立を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
重点 財政健全化計画の見直し	平成19年度に策定した財政健全化計画を全面的に見直します。	見直し			
重点 実施状況の点検・評価	吉富町財政健全化計画の実施を確実なものとするため、定期的に点検・評価する体制を整えます。また、社会状況の変化に対応するため、適宜見直しを行います。				

(3) 情報公開施策の推進

条例を整備し、広報誌や町ホームページを活用した情報公開や交際費の公表など情報公開施策の推進を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
情報公開条例の改正	請求権者等時代に即した条例に改正します。				
情報公開の実施	条例に基づく適正な情報公開を図るとともに、可能な限り広報誌・町ホームページを活用し、情報公開を行います。				
交際費の公表	閲覧及びホームページへの掲載などにより、交際費を公表します。				

(4) 広報・公聴活動の推進

広報・広聴活動を推進し、住民のアイデアや意見を行政に反映させる仕組みをつくとともに、住民が積極的かつ主体的に参加できるまちづくりを目指します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
重点 行政懇談会の実施	毎年、町内全行政区に出向き、行政懇談会を実施します。	→			
パブリックコメント 制度の導入	町の各種政策に関する計画等を策定する際には、町ホームページ、広報誌等で計画案等を公表し、住民の意見を行政に反映させる制度を確立します。	検討	実施		
広報よしとみと 町ホームページの 有機的な連携	毎月発行する広報よしとみと町ホームページの有機的な連携を図ることで、広報活動の強化を図ります。	実施			

(5) セキュリティポリシーの遵守・個人情報保護の徹底

吉富町セキュリティポリシーの徹底に努め、人的理由による情報流出を防止するとともに、吉富町個人情報保護条例の浸透を図り、業務で使用する情報の適正な管理運用に努めます。また、情報保護に関する効果的な研修会のあり方について検討します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
セキュリティポリシー・個人情報保護条例の適正運用	セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の適正運用を庁舎内掲示板等にて職員に適宜呼びかけ、人的理由による個人情報の流出を防ぎます。	→			
セキュリティポリシー・個人情報保護条例の更新	高度化・多様化する情報技術に対応するために、セキュリティポリシーや個人情報保護条例を適宜更新します。	実施			

(6) 情報化・電子自治体の推進

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、情報化や電子自治体を推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
ホームページのリニューアル	高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ホームページを適宜リニューアルし、様々な情報を町内外に発信します。		実施		
業務の効率化のためのシステム導入	費用対効果を勘案しながら、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携を検討します。				
キオスク端末（タッチパネル）の設置	公共施設にキオスク端末（タッチパネル）を設置します。		実施		

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

※地域別まちづくりワークショップから



役場庁舎

5-4 広域行政の充実

現状・課題

本町では、消防救急、休日急患を京築管内2市5町で構成する京築広域市町村圏事務組合で、ごみ処理を豊前市外2町清掃施設組合で、し尿処理を吉富町外1町環境衛生事務組合で一部事務組合を設置し共同処理しています。また、介護保険については福岡県介護保険広域連合において共同運営しています。

平成19年度から京築管内2市5町において、京築地域の活性化のため、「京築連帯アメニティ都市圏構想」を福岡県と一体となって進めており、京築地域活性化対策事業などの事業を展開しています。また、平成22年1月からは、京築地域にて「京築地域医療再生計画」を策定し、広域連携のメリットを活かした地域医療体制の整備に取り組んでいます。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備事業では、例年、政策研修やその他の研修事業が行われており、職員を派遣し、能力の向上と、他市町村との情報交換を行っています。

今後も、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。また、地域の特色ある発展のため、県際間の交流も積極的に行うことが重要です。

基本方針

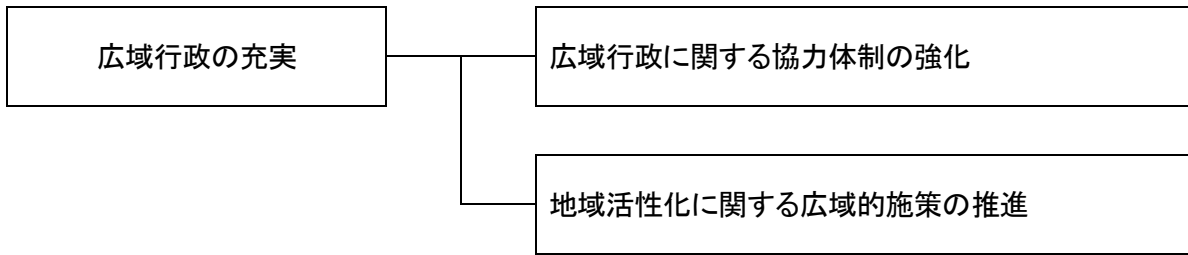
消防・救急医療・し尿・ごみなど他市町と連携して処理することが効率的な事務事業は、一部事務組合、広域連合などを設置し、広域的に取り組めます。

また、広域的な見地に立って企画調整することが効果的な事務事業についても協議会等を設置し、一体となって地域全域の活性化を図ります。



京築・神楽と食の祭典

施策の体系



主要施策

(1) 広域行政に関する協力体制の強化

京築広域圏消防本部による消防救急業務や豊築休日急患センター業務の充実など、広域連携による住みよいまちづくりを推進します。

また、教育、し尿、ごみ処理など近隣との事務組合で協力して行っている業務の充実を図り、効率的な運営に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
京築地域の医療機能の強化・充実（再掲）	京築地域医療再生計画により、豊築休日急患センターの機能強化を図ります。			供用開始	

(2) 地域活性化に関する広域的施策の推進

京築連帯アメニティ都市圏構想事業では、快適でゆとりのある暮らしと経済基盤を兼ね備えた個性的な都市圏づくりを京築2市5町が連帯して推進します。

また、京築地域をはじめ、北九州・遠賀地域や大分県の市町村と連携し、広域的な文化交流ならびに交通アクセスの整備など、広域的施策を推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
日本一の京築・神楽の里づくりの推進	京築地域で連携した情報発信を行い、「京築神楽」の知名度を向上させます。これにより、「京築神楽」を活用した京築地域全体の活性化を図ります。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・近隣の町との交流を深めて、住みやすい京築地域づくりに協力します。

※地域別まちづくりワークショップから